

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	八木養宜上 (八木養宜上)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地については、ほ場整備事業がほぼ完了しており優良農地について、放棄田の発生は比較的少ない。一方で規模拡大を考えている農家数は少ない。このため、10年先を見据えた時、リタイヤする農家が増加する懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻とたまねぎ、レタス、白菜、キャベツの作付けを行っている。地域の所得向上に向けて、肥料価格が高騰している中、畜産堆肥の有効活用や機械の共同化や畝立同時施肥機などを導入して低コスト化を地域全体で進めていく。
また、地域には大規模農家や認定農業者もいるため、リタイヤする農家がいればそうした担い手を受け皿として農地の集積を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	80.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
高齢化による農業離れが懸念されるため、地域内で個別農家・農業法人の圃場の貸し借りを進めていきたい。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域計画が策定された段階で新規の貸し借りは極力農地中間管理事業により農地の集積を進めていく。また、農地の賃貸借期間満了となった農地を再度、契約する場合は極力農地中間管理事業による貸し借りを進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
当地域においては、ほぼ基盤整備事業が完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
後継者についてはほとんど確立されていないため、今後地域の農地については地域で守っていくことを基本とし、地域内の農業法人、規模拡大可能な農家に担っていただけるよう取り組んでいく。 若手担い手農家が円滑な経営継続ができるよう地域一体となって取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農繁期の人手不足を解消するために、農作業委託を活用したい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①山際からの猪及び鹿の侵入を防ぐために鳥獣被害対策のネットを設置する。

②たまねぎ用肥料について有機肥料も活用し、減農薬に努める。

③GPSやドローンを活用してスマート農業を推進する。

⑦多面的機能支払交付金を活用しながら地域資源の保全・管理等に努める。

⑧地域において生産されるたまねぎについて円滑に出荷ができるよう施設整備が必要となっている。
また、耕畜連携事業を拡大するために必要な施設等のあり方も検討していく。

⑨有機肥料を活用するため、地域の畜産経営体と連携して耕畜連携事業を拡大させる。